

震災復興対策に関する要望書

わが県の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、早くも2度目の正月を迎えました。

この間、国による復興交付金制度の創設や中小企業等グループ施設等復旧整備事業など、被災地の復興に資する様々な施策の実施により、徐々にではありますが、復旧・復興が進展しています。

しかしながら、膨大な復旧・復興事業の実施により、官民ともに技術者を中心とする人員不足の発生や資材不足及び高騰による入札不調の多発などの問題のほか、復旧・復興が進展するにつれ、日々新たな課題が生じている状況です。加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故による農林水産物や観光に対する風評被害をはじめとする様々な問題も発生しています。

こうした中、県及び被災市町においては、平成25年を復興2年目として、各種復興事業を本格実施することとしています。早期の復興を成し遂げるためには、更なる財政支援に加え、税制上の特例や各種の規制緩和、一層の人的支援など、長期にわたる国の特例的なご支援が必要となります。

つきましては、国においては、東日本大震災からの復旧・復興を引き続き最優先課題としていただき、現在の財政支援を可能な限り拡充することとし、できる限り早期に十分な予算措置を講じていただくとともに各種制度などについて、実態に合わせて必要な整備や改善、拡充を図られますよう、別添のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 平成24年度第一次補正予算で対応される公共事業における被災県に対する特別な措置

【各省庁】

先に閣議決定された平成24年度第一次補正予算では、老朽化した社会基盤の整備に対する公共事業が幅広く計上されています。

これら、社会基盤の老朽化対策は被災地方公共団体にとっても、喫緊に必要な事業ですが、被災地方公共団体においては、現在、復旧・復興事業を鋭意実施しており、事業執行に必要な人的資源や地方負担分の財源が大きく不足していることから、これら公共事業については、極力、国直轄事業または地方からの受託事業として執行していただくとともに、事業費に対する地方負担が生じないようにすることを求めます。

また、国による執行が困難な場合には、地方負担の全額について財源措置を講ずるとともに、被災地方公共団体において基金化等により複数年で事業執行が可能となるような特別な措置を求めます。

2 平成25年度以降における財政支援の継続等

【各省庁】

「東日本大震災からの復興の基本方針」及び宮城県や多くの市町の復興計画では、いずれも、復興期間を10年間としているところであり、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が必須となっています。

安倍総理は、先の第5回復興推進会議や本県の村井知事との会談の席上でも、現在の復興予算フレーム「5年間で19兆円」の規模を拡大する方向での見直しを行う旨の発言があったと聞いておりますが、現在の復興予算フレームの増額を行っていただき、現行の財政支援を可能な限り拡充の上、平成25年度以降においても継続して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講じるよう求めます。また、被災地方公共団体の資金繰りを円

滑にするため、被災地方公共団体への国庫支出金の交付に当たっては、引き続き年度のなるべく早い時期に概算交付するよう求めます。

加えて、被災地では、復旧・復興需要の大幅な増加に伴い、資材費や人件費の高騰により、被災自治体が発注する工事が入札不調に追い込まれるケースが多発していることから、国庫補助事業等に係る適正な積算基準の設定を図るとともに、増額した経費に対する地方負担の軽減措置を講じるよう求めます。

3 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等

【復興庁】

東日本大震災復興交付金については、被災地方公共団体の復興状況を勘案し、平成25年度においても必要な予算を確保するよう求めます。

さらに、基幹事業については、被災地の実情に即して復興地域づくりを一層進めることができるよう対象事業の要件の緩和とともに、必要に応じ対象事業の追加を求めます。

加えて、効果促進事業については、制度趣旨に即して被災地方公共団体が自主的・主体的に活用できるよう、想定される基幹事業全体の35%の範囲内について、被災地方公共団体の判断により地域の復興のために必要な事業に充当できることを求めます。また、交付金事業計画の申請手続については、一層の事務負担の軽減措置を講じるよう求めます。

4 復興基金に対する財政支援措置の拡充等

【総務省】

各種制度を補完し被災地の実情に応じた柔軟な事業展開を行うため、本県では「東日本大震災復興基金」を設置し、平成23年度、復興基金に対する特別交付税措置として本県へ660億円が交付されたところです。

これにより、既存制度の隙間を埋める形で被災者や被災事業者等をきめ細かく支援しているところですが、現在の基金規模では、被災地方公共団体が

行う住宅再建支援等の膨大な財政需要に十分に対応できないことから、これまでも基金に対する追加の財政措置を求めてきたところ、先に閣議決定された平成24年度第一次補正予算に計上していただきました。

今後も復興まちづくりの進展に伴い様々な財政需要が生じることが想定されることから、被災地方公共団体の基金事業の需要に応じて、大幅な追加の財政措置を行うよう求めます。

5 住宅再建の支援拡充

【総務省，財務省，厚生労働省】

防災集団移転促進事業等の移転対象地区外の浸水区域において、現位置での再建や浸水区域外への移転再建する被災者への支援については、各市町村で独自支援を検討しているところですが、復興まちづくりの取組を加速させるため及び財政状況により地域格差が生じないように、1月15日に閣議決定された平成24年度第1次補正予算を早急に成立させ、震災復興特別交付税による財源措置を確実かつ早期に講じるよう求めます。

また、津波被害や地滑り等による宅地被害で生活基盤の全てを喪失する等、甚大な被害を受けた被災者に対し、被災者生活再建支援金の拡充を含め、生活再建支援施策の一層の充実を図るよう求めます。

さらに、消費税率の引き上げにあたっては、被災地における住宅再建に対して配慮を講じるよう求めます。

6 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設

【復興庁，経済産業省】

国の平成25年度予算概算要求において、東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原発の事故に係る警戒区域等を対象とした、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が事項要求されています。

復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから、十分

な予算措置の下、創設されるよう求めます。また、津波被害の甚大な地域では、土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することから、復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう、本補助制度の期間を一定の期間継続されるよう求めます。

また、補助対象業種に関して、被災地域の産業活性化や雇用創出に資するものについては、被災地域の意見を踏まえて柔軟に認めていただくよう求めます。

なお、事業の実施に当たっては、補助金の交付先について、津波被害の程度や雇用喪失の状況など明確な基準を踏まえて判断し、特定の地域に偏って配分することがないように求めます。

7 産業再生支援の強化

【復興庁、経済産業省】

復興特区制度における利子補給金制度については、要件が厳しく（例：「中枢性」として「対象業種の売上高又は従業者数の占有率が概ね 1/6 以上」が必要なケース）、既存事業者が活用しにくいのが現状です。

一方、中小企業のグループ化補助金など被災地のニーズにマッチした事業は、被災企業の要望が集中しており、今後とも十分な財源確保と自由度の高い運用が必要です。

農業をはじめ、広域にわたる沿岸部の産業の再生には、国によるこれまで以上の支援が不可欠です。

よって、復興推進計画に伴う復興特区や利子補給、グループ化補助金などの産業再生事業については、被災地の活力再生と被災者の暮らしを支える雇用創出に不可欠であることから、被災地のニーズを聞きながら、自由度の高い運用や十分な財源確保に図るよう求めます。

8 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【各省庁】

現在、平成23年度第三次補正予算等を財源とする復旧・復興事業を進めていますが、災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより、さらに、被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど、相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては、やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について、事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の要件緩和が認められない場合には、各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講じるよう求めます。

また、通常の公共事業においても、復旧・復興需要の高まりにより、明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから、同様の措置を講じるよう求めます。

なお、平成25年度への事故繰越については、財務省から各種簡素化が図られる旨、発表されたところですが、官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど、更なる省力化を求めます。

9 復旧・復興に要する人的支援等の拡大

【各省庁】

本県をはじめ、特に被災市町においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業量を求められており、現在の人員体制では、事業の推進が極めて厳しいことが見込まれることから、国や全国の自治体の協力を得ながら、任期付職員の採用などによる独自の職員採用や広域的な人的支援による職員の

確保を進めてきましたが、今後復興事業が本格化するにつれ、更なる人員確保が必要になってきます。

つきましては、事務・技術問わず、現場で実務を担当する職員の更なる確保や、復興関連事業の業務委託の推進による事務負担の軽減が、引き続き必要不可欠なことから、各省庁におかれては、国家公務員及び全国の自治体からのより一層の人的支援、業務委託に係る制度の確立について、推進・強化されるよう求めます。

10 福島第一原発事故に伴う被害への対応等

【各省庁】

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一原発事故」という。）に伴う放射性物質汚染の影響により、本県県民は精神的な不安を覚え、本県産業に広範で深刻な被害が生じております。原発事故による損害は、県境に関係なく被害の実態に即して賠償されるべきであります。農林水産業や観光業の風評被害など本県の損害のほとんどが、国の中間指針に明示されていないことから、損害賠償請求を行う場合は因果関係の立証に過大な負担が生じるほか、東京電力においても指針に明示のない損害の賠償に消極的であり、本県県民が迅速かつ確実に賠償を受けるに当たって、著しく不利な状況となっております。

つきましては、風評被害も含め、放射性物質の汚染により本県県民が受けた全ての損害について、賠償すべき対象として早急に指針に明示することを求めます。

あわせて、東京電力に対して、被害の実態を直視し、被害者の立場に立つて十分かつ確実な賠償を迅速に行うよう指導することを求めます。また、放射性物質を含む焼却灰等の処理や、廃棄物、土壌等の管理・処理等については、処理基準等及びその安全性を国民に分かりやすく広報するとともに、処理に必要な施設の確保については、国が主体的に責任をもって対応するよう求めます。

特に、指定廃棄物の処理については、中間処理施設や最終処分場等の施設

の設置など最終処分のために必要な体制の整備が早期に実現できるよう、国の責任において速やかに主体的かつ具体的な対応を進めることを求めます。

1 1 医師確保対策の推進

【復興庁，文部科学省，厚生労働省】

このたびの震災により沿岸部の医療機関は壊滅的な被害を受け、本県をはじめ東北地区が潜在的に抱えていた「医療過疎問題」が更に深刻化しており、医療機関の復旧とともに復興の「核」となる医療人材の確保に関する抜本的な対策を講じなければ、地域医療が崩壊し、地域再生の途が失われかねない状況です。

このため、医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策を講じるよう求めます。また、医師不足が特に深刻な産科、小児科、救急などについては、医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

さらに、地域医療における医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医学部の新設等に関する規制緩和などの具体的な対策を講じるとともに、医師養成数増に伴う施設整備及び指導教員増に対する財政支援の拡充を図るよう求めます。

1 2 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保

【復興庁，総務省，農林水産省】

津波被害を受けた沿岸部の新たなまちづくりを行う際に、十分な津波防護効果を発揮するため、連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内における、これまで防潮堤が設置されていない区間の新たな防潮堤の整備を行うため、平成24年度の国の予算では、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが、平成25年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。

また、この区間においては、新たに海岸保全区域の指定が必要となります

が、県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても、地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

さらに、防潮堤整備においては環境や景観への配慮が不可欠であり、地域住民からも強い要望があることから、防潮堤への覆土や緑化等の実施も含め、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の交付については、地域の実情に即した、より柔軟な制度とするよう求めます。

1 3 被災したJR各線の早期復旧への支援

【国土交通省】

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線及び大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

鉄道路線のルート変更などが必要な場合には、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

1 4 （仮称）東日本大震災メモリアルパークの整備

【復興庁，国土交通省】

東日本大震災を経験した我が国が、世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに、震災で生まれた各種の‘絆’を育み、被災地の復興を支えていくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備されるよう求めます。

さらに、各市町による復興祈念公園の整備や津波震災遺構の保存整備に関する取組について、財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

